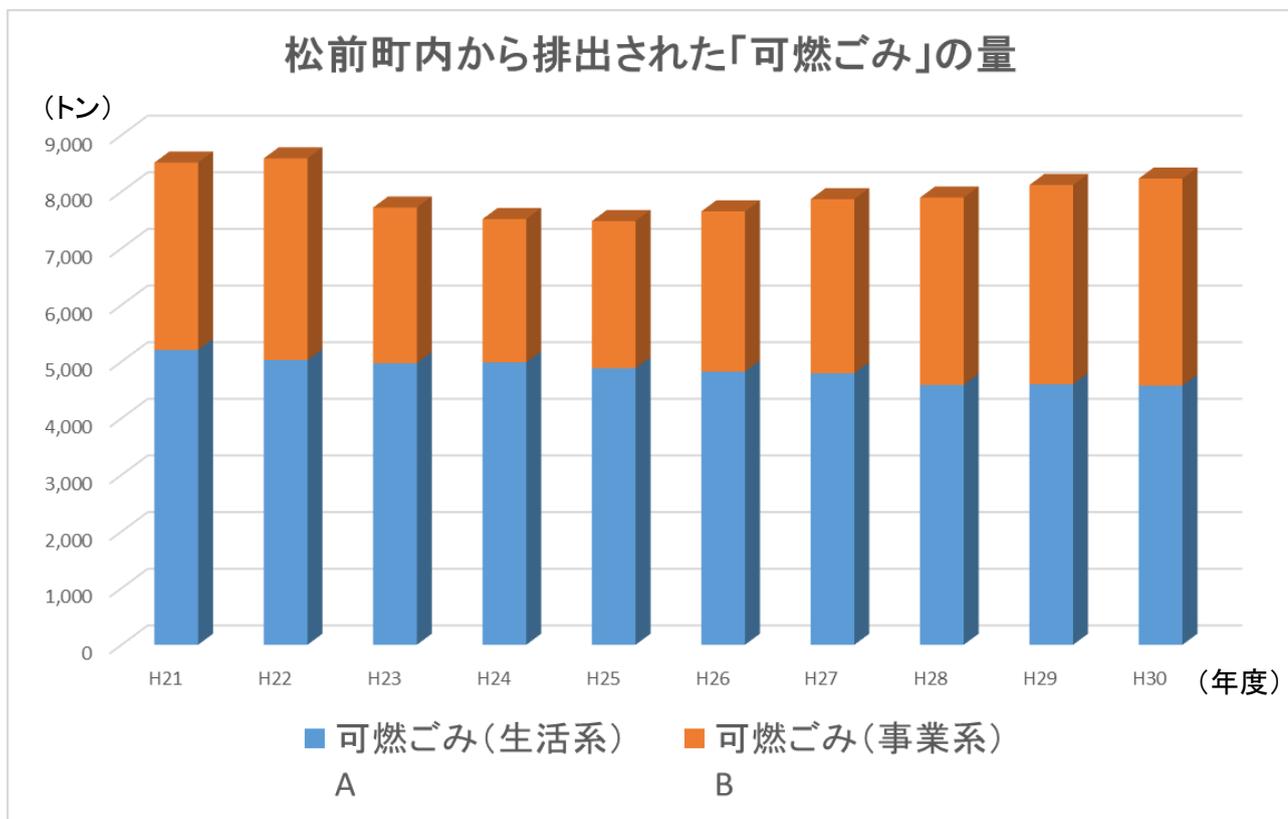


可燃ごみの減量にご協力を！

次のグラフは、直近の10年間に、松前町内の家庭と事業所から排出された「可燃ごみ」の量を示したものです。

生活系可燃ごみは年々微減傾向にありますが、事業系可燃ごみは増加傾向となっています。

つきましては、各事業所さまにおかれましては、一層の可燃ごみの減量と、リサイクルの推進にご協力くださいますようお願いいたします。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（第三条：事業者の責務）

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合、適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- ③ 廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

四国・愛媛



恵み、めぐるまち、まさき。

松前町保健福祉部 町民課 生活環境係